

## 福島西部環状道路建設促進期成同盟会規約

### (名 称)

第1条 本会は、福島西部環状道路建設促進期成同盟会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、福島市のよりよい都市形成と円滑な交通体系の根幹となる福島西部環状道路事業の早期完成に協力し、もって地域産業経済の発展並びに市民生活の向上を図るため、本道路の建設を促進することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する要望・陳情
- (2) 啓発宣伝活動
- (3) その他目的達成に必要な事項

### (組 織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する関係者並びに関係機関等の代表者をもって組織する。

### (役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、職名をもって交代する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 理事は、会務遂行のため必要な事項を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、予算、決算、その他重要な事項を審議する。

3 役員会は、本会の運営上必要な事項及び総会に付議すべき議案を審議する。

4 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、必要に応じ会長が委嘱する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を福島市建設部路政課内に置く。

(会 計)

第10条 本会の経費は、負担金及びその他の収入を充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 1. この規約は、昭和61年2月20日から施行する。

附 則 1. この規約は、昭和62年7月7日から施行する。

附 則 1. この規約は、平成17年5月13日から施行する。

附 則 1. この規約は、平成28年4月1日から施行する。